

奈良県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年五月七日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人協同福祉会	大和郡山市宮堂町青木一六〇―七	あすなら苑訪問看護ステーション	大和郡山市宮堂町青木一六〇―七	令和六年三月三十一日
医療法人社団ハートランド	生駒郡三郷町勢野北四―一三―一	ハローケア訪問看護ステーション大和郡山	大和郡山市美濃庄町七三三―一	令和六年三月三十一日
株式会社光陽	大和郡山市筒井町六八八―一	こころの訪問看護ステーションひなた天理	天理市田井庄町三〇三―三	令和六年三月三十一日